

無形資産及び知的財産の課税に関する考察(3・完)

——アメリカ合衆国の税制を中心に——

大 岩 利 依 子*

- I はじめに
- II 無形資産及び知的財産（以上5巻3号）
- III 課税対象となる知的財産取引（以上6巻1号）
- IV 内国歳入法典 § 197 制定の背景と分析
- V むすびにかえて（以上本号）

IV 内国歳入法典 § 197 制定の背景と分析

1 はじめに

顧客に関わる無形資産がその耐用年数で償却できるのかどうかという問題について、長年、納税者と内国歳入庁は争ってきた。法律を解釈する際に、資産が暖簾に密接に繋がっているならば、その資産は償却してはならない、と裁判所は判決をする傾向があった。しかし、Newark Morning Ledger Co. v. United States 判決¹⁾で、アメリカ合衆国最高裁判所は今までの形勢を変更することになった。それまでの司法側の形勢がどのようなものであったのか、個々の立法と判例を時系列的にたどることで、明らかにしたいと思う。

そこで、まず合衆国の連邦所得税が成立されたとする1913年歳入法から1993年Ledger事件判決まで、立法と判例の展開について考察をする²⁾。ここでは詳細に13件の判例を取り上げている。ここで取り上げる無形資産の種類は、暖簾に繋がりやすい「顧客に関わる無形資産」に関して、保険expirations (insurance expirations)、銀行の中心的預金 (bank core deposit)、定期購読契約／顧客リス

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第6巻第2号2007年7月 ISSN 1347 - 0388

※ 小樽商科大学准教授

1) Newark Morning Ledger Co. v. United States, 113 S.Ct.1670. at 1681 (1993).

2) 拙稿（博士論文）「無形資産及び知的財産の課税に関する考察—アメリカ合衆国の税制を中心に—」p.3-51では、18件の判例を取り上げているので参照されたい。本稿では紙面の制約上、かなり整理し、省略されている。

ト／任意契約 (subscriptions / customer list / at-will contracts) である。

次に、§ 197制定に関し、連邦議会の対応と§ 197の内容についてと、既に起きている事件を解決するのに、どのような時限措置をとったかについて説明する。

最後に、一団資産規定、Ledger事件判決の意義、納税者への§ 197の影響、購入価格配分問題、広告宣伝費の現年控除、§ 197(f)(1)損失否認規定等、順を追って分析を行っている。

2 立法と判例の展開

1) 1913年歳入法

前世紀、1913年にアメリカ合衆国憲法第16修正によって、連邦所得税は初めて成立したが、最初の1913年歳入法(「1913年法」)は、納税者に、総所得を算定する際に、「事業へのその使用 (use) もしくは利用 (employment) をすることにより生じる資産の消耗 (exhaustion)、自然消耗 (wear and tear) についての合理的引当額 (reasonable allowance)」を控除することを認めたのであった³⁾。このとき制定法は、「財産 (property)」という用語を定義しなかった。そのため、納税者は減価償却費の控除を採用するとき、有形資産と無形資産の識別を行なうことはなかったのである⁴⁾。

1914年に交付された財務省規則33.art.159は以下のようにはっきりと規定した。1913年法によって認められた減価償却費控除は「その財産が使用に供されるために自然消耗することから」減価する「物理的財産」(physical property)の原価に基づいている⁵⁾。規定は、更に「いかなる特性の資産も、それが使用や減耗に影響されないものはなんであれ、減価償却の引当を受けられない⁶⁾」と明言した。とりわけ暖簾や商標はここで規定される資産と同一のものと認められ

3) Tariff Act of 1913, Pub.L.No.63-16, II (B), 38 Stat.114, 167 (1913).

4) Beil, Gregory M., Comment: "Internal Revenue Code Section 197: A Cure for the Controversy over the Amortization of Acquired Intangible Assets", 49 U.Miami L.Rev. 731, p.742 (1995).

5) Treas.Reg. 33.art.159 (1914).

6) Treas.Reg. 33.art.162 (1914).

た⁷⁾。このように、1918年の内国歳入法の制定前には、大部分の買入無形資産は当然ながら償却はできなかつたのである⁸⁾。

2) 1918年歳入法

1918年の内国歳入法(「1918年法」)は、事業の使用に供することを通じて、消耗・自然消耗及び陳腐化(obsolescence)を受ける資産について、減価償却費控除を認めるために、1913年法を改正した⁹⁾。その改正では、事業の使用の用に供されることにより、『物理的消耗』を受けない無形資産をも含めた減価償却規定に拡張された。したがって、1918年法の下で公布された財務省規則45.art.163は、明らかに、買入無形資産が「減価償却の引当の対象でなければならない¹⁰⁾」と認めている¹¹⁾。

さて、現行制度の内国歳入法典§197の制定前は、無形資産の償却を規制する規則は、財務省規則§1.167(a)-3であつたとされる¹²⁾。そしてこの§1.167(a)-3は、1919年に公布された財務省規則45.art.163にまで遡ることができると言われている¹³⁾。財務省規則45.art.163によれば、事業上、その使用が明確に存続期間を限られる無形資産は減価償却費引当の対象となり得る。例としては、特許権及び著作権、使用許諾(Licenses)及びフランチャイズである。ただし、資本の拠出を通して取得した無形資産は、一定期間に限り事業上価値を持つと経験上知られており、一定期間の長さは、相当の確実性をもって経験上見積られる。したがって、暖簾(good will)、商号(trade names)、商標(trademarks)、ブランド(trade brands)、企業秘密(secret formula or processes)に関して減価償却

7) Mundstock, George, "Taxation of Business Intangible Capital", 135 U.Pa.L.Rev. 1179, p.1184 n.15 (1987).

8) Beil, Gregory M., *op.cit.*, p.743. : Treas.Reg. 33.art.159 (1914).

9) Mundstock, George, *op.cit.*, pp.1234-1235. : Revenue Act of 1918, Pub.L.No.65-254, 234(a)(7), 40 Stat.1057,1078 (1919).

10) Treas.Reg. 45, T.D.2831, art.163 (1919).

11) Beil, Gregory M., *op.cit.*, pp.743-744.

12) Treas.Reg. § 1.167(a)-3.

13) Hammond, Catherine L., Note and Comment: "The Amortization of Intangible Assets: section 197 of the Internal Revenue Code Settles the Confusion", 27 Conn.L.Rev.915, p.916 (1995). : Newark Morning Ledger Co. v. United States, 113 S.Ct. 1670, at 1685, n.2 (1993)(Souter, J., dissenting).

費の引当はあり得ない¹⁴⁾。ここで重要なのは、「存続期間の限定」という問題であった。

3) 禁酒法時代の裁判例

1919年の憲法第18修正により、アメリカ合衆国全土が禁酒国となった¹⁵⁾。1919年末に禁酒法が開始されると、酒類販売店からの圧力に対応して¹⁶⁾、内国歳入局長官は、もはや特に暖簾の償却を禁止する必要はないとして、法の緩和を行った¹⁷⁾。この緩和に伴う income tax ruling では、酒類販売店が、酒類の配給及び消費が違法となった後に、同様な取引を継続しないことを選択したならば、事業上の暖簾には事実上有限の耐用年数があるから、減価償却を受けられると説明されていた¹⁸⁾。換言すれば、納税者が、事業上の暖簾が一定の存続期間の最後に何も価値を残していないと証明できる、そのような極めて稀な場合に、暖簾が廃れることから控除は認められたというようになる¹⁹⁾。

財務省規則45.art.163は、当時の財務省の態度を示したものである。この規則の公布後、内国歳入局 (the Internal Revenue Bureau) は少なくともしばらくの間、暖簾の陳腐化についての控除を認めていた節があり、その場合、陳腐化が始まってから終了するまでの期間を立証する責任を納税者に課していた²⁰⁾。

(1) Red Wing Malting Co. v. Willcuts 事件 [1926]²¹⁾

憲法第18修正が制定された際、その禁酒法のために、麦芽市場は崩壊し、結果として原告は麦芽事業から容赦なく撤退を強いられた。1918年5月には製造活動をすべて中止し、1918年12月に、原告の事業の工場設備を、Fleischmann Yeast Company に \$150,000 で売却した。内国歳入局長官は、1918年8月31日期末の会計年度に対し、課税純所得を \$120,536.42 と決定した。だが、原告は所得算

14) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.916 n.8.

15) 田中秀夫著『英米法叢書1英米法総論上』東京大学出版、(1990年)、p.209-210。

16) Newark Morning Ledger Co. v. United States, 113 S.Ct. 1670, at 1685 n.2 (1993).

17) T.D.2929, 1 C.B.133 (1919).

18) O.D.818, 4 C.B.178 (1921).

19) O.D.472, 2 C.B.141 (1920); Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.916.

20) Red Wing Malting Co. v. Willcuts, 15 F.2d 626, at 628 (8th Cir.1926).

21) Red Wing Malting Co. v. Willcuts, 15 F.2d 626 (8th Cir.1926), *cert.denied*, 273 U.S.763 (1927).

定の際に、\$153,618.75の暖簾金額を陳腐化による控除額として控除されるべきだと主張した。その時、原告は当事業の暖簾はもはや存在しないと主張し、既に原告が支払った\$29,893.44の税額の還付を求めて出訴した²²⁾。

地方裁判所は原告の主張とは異なる判決を下したが、その判決からの誤審令状(write of error)が要求された。提示された論点は、暖簾の陳腐化や暖簾の損失について、控除が認められるのかというものだった。関連する制定法は、1918年歳入法§ 234(a)(4)であった。(4)では「課税年度中に被った、保険もしくはその他の方法によって補填されない損失」と規定される²³⁾。それとは対照的に、第8巡回区控訴裁判所は、禁酒法の制定の結果として生じた麦芽製造会社の暖簾の損失は、1918年歳入法§ 234(a)(7)のもとでは、控除できないと判決した。(7)では「事業の使用に供される資産の、陳腐化(obsolescence)を含む、消耗(exhaustion)、自然消耗(wear and tear)に関する合理的な引当」というフレーズで規定される²⁴⁾。

その判決後まもなく1927年に、内国歳入局長官は「償却に関する控除は、陳腐化も含めても、暖簾に関して認められない。」と、財務省規則45.art.163の無形資産の規定を修正する。これは、この時以来変わりはない²⁵⁾。Red Wing Malting事件の控訴裁判所判決は巡回区内の分裂を招いたが、その後最高裁判所は、内国歳入局長官が修正した規制の指針通り、禁酒法の結果として起きた暖簾の「消耗」や「陳腐化」について、控除はできないと判決することにより、数年後にはその対立を解消していった²⁶⁾。

(2) Clarke v. Haberle Crystal Springs Brewing Co.事件 [1930]²⁷⁾

最高裁判所は、先のRed Wing Malting Co. v. Willcuts事件と同様の判決を、

22) 15 F.2d 626. at 627.

23) *Id.* at 627-628.

24) *Id.* at 628.

25) Newark Morning Ledger Co. v. United States, 113 S.Ct. 1670, at 1685, n.2 (1993)(Souter, J. dissenting); Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.917.

26) Newark Morning Ledger Co. v. United States, 113 S.Ct. 1670, at 1685, n.2 (1993)(Souter, J., dissenting).

27) Clarke v. Haberle Crystal Springs Brewing Co., 280 U.S. 384 (1930).

暖簾の陳腐化に対して下している。法人の総所得算定の際に、事業に供される資産の、陳腐化を含む、消耗、自然消耗に関する合理的な引当を控除として認められると規定する、1918年歳入法 § 234(a)(7)の下で、醸造会社は、禁酒法制定のために、1920年1月16日までに会社の暖簾が滅失したにもかかわらず、その暖簾の「消耗」もしくは「陳腐化」のために、1919年5月31日に終了する会計年度について控除は認められないとした²⁸⁾。

更にこの裁判で特徴的であったのは、Haberle Crystal Springs Brewing Co.側が禁酒法制定のために会社が廃業に追い込まれた結果として、政府に補償を求めたことであった。またあるいは、別の補償の形として、減税が求められた。これに対して裁判所は、事業が憲法上有害なものとして滅失させられる場合、政府はその事業所有者の補償について義務を負わないと判示している²⁹⁾。裁判官の意見申述からは、当初から連邦議会は、禁酒法による事業撤退に関して、補償問題を予定していなかったとあり、その論拠は、酒類が社会に害悪をもたらすものとしてみなしていることにあった。この事件では、先のRed Wing Malting Co. v. Willcuts事件で審理された「消耗」や「陳腐化」の用語の解釈に重点が置かれておらず、むしろ専ら禁酒法制定に導いた連邦議会の意図に重点が置かれている。

(3) その他の禁酒法時代の事件

(a) Renziehausen v. Lucas事件 [1930]³⁰⁾

この事件の第一審租税訴願庁³¹⁾では、陳腐化に関する引当が認められ、控訴審の巡回区控訴裁判所³²⁾でもその判断は追認された。しかし、連邦最高裁判所は、1918年歳入法 § 214(a)(4)を引用して、法人に関する § 234で用いられるのと同じの用語を個人に用いつつ、更に1921年歳入法 § 214(a)(8)の下では、ウイスキーの蒸留・販売を行ってきた納税者は、Clarke v. Haberle Crystal Springs Brewing Co.事件と同様に、禁酒法による暖簾の消耗や陳腐化に関して控除は認められな

28) *Id.* at 384.

29) *Id.* at 386.

30) Renziehausen v. Lucas, 280 U.S. 387 (1930).

31) 8 B.T.A. 87.

32) 31 F.2d 675.

いと判決した³³⁾。原告は、ウイスキーの蒸留・販売事業、倉庫業及び酒類卸売りを営んでおり、これらの事業の暖簾について審理されたが、特徴的であったのは、倉庫に残された在庫品である。原告は、この在庫品を熟成させ、同業者に販売していた。この同業者への販売を原告は個人投資であると主張し、その資本利得に対して適用される優遇税率を請求したが、この販売は当然、原告の事業全体のうちの一部分とみなされ、裁判所には認められなかった。1921年歳入法 § 214(a)(6)の下では、在庫品を除き、資本利得の課税に関して原告は優遇税率の適用(代替的な請求)は認められないとして「原告は倉庫品に関する陳腐化に関する引当を求め理由はない」と、連邦最高裁判所は第3巡回区控訴裁判所の判決を追認した³⁴⁾。

(b) V.Loewers Gambrinus Brewery Co. v. Anderson 事件 [1931]³⁵⁾

原告は、アルコール度0.5%以上のビール、エール、ポーターを製造するのは、禁酒法で違法であるため、これらについては事業撤退を行った。だが、アルコール度0.5%を超えない内容の飲料水の製造は禁酒法の下でも許されるわけで、これに気づいた原告は後から、これらの低アルコール飲料水の製造を、小規模であるが、再開続行することとなる³⁶⁾。

この判決の争点は、禁酒法による建物の陳腐化に関して控除は認められるかということに集約される³⁷⁾。本件の第一審地方裁判所では、原告が勝訴したが、控訴審巡回区控訴裁判所ではHaberle事件を引き合いに、この建物の陳腐化に関し、いかなる控除も認められなかった³⁸⁾。本件の焦点は無形資産の陳腐化でなく、あくまでも有形資産の陳腐化である。この建物の陳腐化に関し、1918年歳入法 § 234(a)(7)の下で、控除が認められるのか。

今まで考察してきた事件と本件が大きく異なるのは、原告は一旦廃業したが、

33) Renziehausen v. Lucas, 280 U.S. 387, at 387 (1930).

34) *Id.* at 388-389.

35) V.Loewers Gambrinus Brewery Co. v. Anderson, 282 U.S. 638 (1931).

36) *Id.* at 640-641.

37) *Id.* at 641.

38) *Id.*

小規模であるが、事業を再開続行したことにある³⁹⁾。重要なのは、事業が再開されることで、その有形資産は、そこから引き継がれる暖簾の要素から識別できる(distinguishable)ということである。暖簾から区別できる有形資産につき、その陳腐化に関する控除を認めるということなのだろう。この点をButler裁判官は指摘するが、あくまでも、暖簾の陳腐化は認めないが、暖簾から分離し、区別できる有形資産に関しては陳腐化を認めるという基本的考え方が基底に見え隠れしてくる。1918年歳入法§234(a)(7)の立法趣旨は、消耗、自然消耗と同様に、陳腐化に関しても年度ごとの引当を意図していた⁴⁰⁾。通常、財産が陳腐化に至るまで、もし陳腐化を回収する(recover)控除を延期するのであれば、年度所得を歪めることになる。それは、真の利益・損失を確定するために必要な施策でもあった⁴¹⁾。

原告は、その事業の滅失のために陳腐化を被ったことは疑いもなく明らかであったため、建物の陳腐化に関する控除は認められると、判決され、巡回区控訴裁判所判決は覆され、第一審の地方裁判所判決が追認されることとなった⁴²⁾。

4) 裁判例の流れ

(1) 保険expirationsに関する裁判例

(a) Richard S.Miller & Sons, Inc. v. United States事件 [1976]⁴³⁾

Houston Chronicle事件判決 [1973] は後ほど取り上げるが、その事件が償却ができるかどうかは事実問題であると判決して以来、納税者側は、顧客に関わる無形資産を益々多く償却しようと試みてきた。裁判所は、償却の認定を妨げるために理論的根拠として一団資産規定を滅多に引用はしなくなったが、一団資産規定の議論は完全に終結したわけではなかった⁴⁴⁾。償却可能な資産を評決してきた裁判所は、慎重に展開される事実記録についての結論に基づいてきた。Richard S.Miller & Sons, Inc. v. United States事件では、請求裁判所は、1966年に別の保

39) *Id.* at 642.

40) *Id.* at 643.

41) *Id.* at 645.

42) *Id.*

43) Richard S.Miller & Sons, Inc. v. United States, 537 F.2d 446 (1976).

44) Hammond, Catherine L. *op.cit.*, p.923.

険業者である Arch Insurance Agency から買い入れた 1,383 件の保険 expirations について、償却控除が認められるかどうか審理された⁴⁵⁾。expirations とは、保険証券が発行された時に作成される保険証券の文面の写しである。そこには、被保険者の名前、保険の種類、保険料、補償財産及び満期日が記されている。保険業務における expirations の主たる有用性は、更新請求の最も有利な時期を expirations が示している点である⁴⁶⁾。

この事件で、保険事業で買い入れられた 1,383 件の保険 expirations の耐用年数は、各個人の保険証券に関連する事実よりもむしろ、単一集合体の資産 (the single mass asset) に付随する事実から確定されるべきである、と裁判所は判決した。しかしながら、納税者が一団の資産に有限の耐用年数があったと、換言すれば減耗資産 (wasting asset) であったと立証できたならば、裁判所は償却控除を認めるであろう⁴⁷⁾。

この事件では、Revenue Ruling 74-456 の下、裁判所は、この資産が法律問題としてではなく、事実問題として償却できるかどうかを決着させることを強いられた⁴⁸⁾。結果として、請求裁判所は、事実問題から、expirations という無形資産の償却引当を認めると判決した。

時期的には Houston Chronicle 事件判決が 1973 年に結審された後の 1976 年に本件判決が出されている。Richard S. Miller & Sons 事件では、裁判所は絶対的に暖簾を残余物として、即ち減耗性無形資産をどこか他のところへ配分した後にまだ残っているものとして定義した。減耗性無形資産が残りの部分ではなく、直接的に評価され得るならば、その結果、償却可能になっただろう⁴⁹⁾。

(b) Decker v. Commissioner 事件 [1988]⁵⁰⁾

保険代理店買取時の expirations に関して、Houston Chronicle 事件の請求裁判所の判断と異なる判決も存在する。Decker v. Commissioner 事件では、第 7 巡回

45) Richard S. Miller & Sons, Inc. v. United States, 537 F.2d 446, at 454 (1976).

46) Richard S. Miller & Sons, Inc. v. United States, 210 Ct.Cl., at 436, 537 F.2d, at 450.

47) Hammond, Catherine L. *op.cit.*, p.923.

48) *Ibid.*

49) Beil, Gregory M., *op.cit.*, p.753.

50) Decker v. Commissioner, 864 F.2d 51 (1988).

区控訴裁判所は、その保険expirationsが暖簾に密接に関連しているため、保険expirationsに配分された保険代理店の買入価額の一部について償却控除することを納税者に認めなかった⁵¹⁾。出訴した納税者側は、有限の耐用年数があることを立証するために、コンサルタント会社の作成した報告書とその会社の社長Lee氏の証言を示した。それによれば、Lee氏は、保険expirationsには7年の耐用年数があつて、約\$250,000の価値があるのは合理的な見積りであると立証している⁵²⁾。第一審の租税裁判所はこの立証を否認した。保険expirations及び関連する契約を納税者が買入れたことは、実際には継続企業の買入れであつたこと、また、そのexpirationsがあまりに暖簾に密接に結びついていたので、そのexpirationsについて有限の耐用年数が暖簾から分離して確定され得ないと租税裁判所は認定した⁵³⁾。さて、第二審の第7巡回区控訴裁判所は、証拠記録から以下のように断言している。「納税者がWJCの保険expirationsを買入れたことは、継続企業の購入の一部分であつて、暖簾の獲得と不可分であつたであつたとする租税裁判所の判決を、その証拠記録が支持していると我々は認定した⁵⁴⁾。」「暖簾は『古くからの顧客が以前からの場所に足繁く通うであろう (“the expectancy that ‘the old customers will resort to the old place’”)』という見込みである⁵⁵⁾。」「譲渡が、購入者に売却者の靴を苦もなく手に入れることを可能とする』場合、暖簾は継続企業の購入者によって獲得されている⁵⁶⁾。」確かにMiller事件では、裁判所はexpirationsの償却控除を認めている。しかし、Will裁判官はMiller事件と本件との相違について、Miller事件の場合、購入の最初の目的が、継続企業を買い入れることではなかつたと裁判所の結論を下したのであつた⁵⁷⁾。このようにして、租税裁判所の償却控除を認めないとする判決が、第二審

51) Douglass, Michael J., "Tangible Results for Intangible Assets: An Analysis of New Code Section 197", 47 Tax Law.713, p.719 (1994).

52) Decker v. Commissioner, 864 F.2d 51, at 53 (1988).

53) *Id.*

54) *Id.* at 55.

55) *Id.*

56) *Id.* at 54.

57) *Id.* at 55.

でも支持された。

本件判決では、一団資産規定という言葉は全く現れていないが、根本的には暖簾は自己再生する資産であるとする考え方には変化がないように思われる。

(2) 銀行の中心的預金

(a) AmSouth Bancorporation v. United States 事件 [1988]⁵⁸⁾

AmSouth Bancorporation v. United States 事件で、裁判所は、買収された中心的預金という無形資産 (core deposit intangible) に割り当てられた価値が償却できるのか審理した。中心的預金という無形資産は特定されたけれど、中心的預金は継続するだろうという期待 (expectation) により生み出される価値は何であれ、暖簾から分離し区別される価値ではなかったと判決を下した。その結果、いかなる償却控除も認められなかった⁵⁹⁾。

ここでの問題は、別の継続企業であった銀行の資産を取得してその負債を引き受けた (assumes) 銀行が、買入れた有形資産を超過して支払った価額の一部もしくは全部を、「顧客預金ベース (customer deposit base)」として周知の無形資産に割り当てることができ、内国歳入法典 § 167(a) 及び財務省規則 § 1.167(a) に準拠して、資本化し、償却し、控除することができるのかということであった⁶⁰⁾。銀行の中心的預金は、一般的に銀行業では、顧客の要求払い勘定 (当座預金) と貯蓄勘定 (the demand (checking) and savings accounts of customers) と、10 万ドルより少ない額の預金証書を含んでいると考えられている。「顧客預金ベース」は、当該預金に割り当てられた価値である⁶¹⁾。「中心的預金 (core deposit)」は一定の範疇での預金総額 (the gross or total deposits in a certain category) である⁶²⁾。

本件判決は、買収側の銀行は、顧客の預金ベースが被買収銀行の暖簾から分離し区別された価値を持つということを、立証できなかったため、中心的預金は償

58) AmSouth Bancorporation v. United States, 681 F.Supp. 698 (1988).

59) Beil, Gregory M., *op.cit.*, p.755.

60) AmSouth Bancorporation v. United States, 681 F.Supp. 698, at 698 (1988).

61) *Id.* at 698-699.

62) *Id.* at 699 n.3.

却できないというものであった⁶³⁾。

(b) Citizens & Southern Corp. v. Commissioner 事件 [1990] ⁶⁴⁾

Citizens & Southern Corp. v. Commissioner 事件は、顧客に関わる無形資産についての償却控除の進展では、別の意味で重要な事件でもある。顧客に関わる無形資産に関する別の領域では、銀行もしくは貯蓄機関 (thrifts) がしばしば無形資産の「中心的預金」に買入価額の一部を割り当てることがある。「中心的預金」は、銀行や貯蓄機関の一定のプールに関連する将来の純所得流入を現在価値で表したものである⁶⁵⁾。

先に見たように、例えば AmSouth 事件では、顧客に関わる無形資産に価値があり、そしてそれが被買収銀行の暖簾から分離し区別されたものであると買収銀行が立証できなかったため、中心的預金は償却できない、と裁判所は判決を下した。しかし、Citizens & Southern Corp. v. Commissioner 事件では、顧客に関わる無形資産に価値があり、そしてそれが被買収銀行の暖簾から分離し区別され、かつ合理的正確さでもって確定されうる存続期間である有限の耐用年数があったと納税者が立証したため、中心的預金に割り当てられた購入価額の一部に対して償却控除を認めたのであった⁶⁶⁾。

Citizens & Southern 判決は、「暖簾からの分離と区別」という必要条件からその注意を逸らすことを選び、その代わり確定できる価値と有限の耐用年数をその資産が持っているかどうかという問題に焦点を当てたということになる。納税者はその資産の価値と有限の耐用年数を確定するために用いられる分析方法を入念に証明させられた⁶⁷⁾。この事件は、納税者側の勝利であったが、Citizens & Southern Corporation によって提示された広範囲な証拠は、無形資産の償却が認められる前に応じなければならない、特に高水準の証拠提示を確立したともいえる⁶⁸⁾。

63) Douglass, Michael J. *op.cit.*, p.720.

64) Citizens & Southern Corp. v. Commissioner, 919 F.2d 1492 (1990).

65) Douglass, Michael J. *op.cit.*, p.720.

66) *Ibid.*

67) Citizens & Southern Corp. v. Commissioner, 91 T.C.463, at 498, 510, 512 (1988). ; Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.924.

(c) Colorado National Bankshares, Inc. v. Commissioner 事件 [1993]⁶⁹⁾

買収した中心的預金という無形資産 (core deposit intangible) の税務上の取扱いは、裁判所の判決の矛盾を強調する。例えば、Colorado National Bankshares, Inc. v. Commissioner 判決と Citizens & Southern Corp. v. Commissioner 判決では、それぞれ裁判所は納税者に、買収した中心的預金無形資産の原価を償却してもよいと認めたのであった⁷⁰⁾。この結果は、先に見た AmSouth Bancorporation v. United States 事件の判決とは、全く食い違っている⁷¹⁾。

Colorado National Bankshares, Inc 事件の概要を説明する。納税者は、1981年及び1982年に、7つの銀行を買収した。その1981年、1982年及び1983年の申告書で、納税者は内国歳入法典 § 167(a) 下で、被買収銀行の中心的預金無形資産について償却控除を請求した。納税者は中心的預金を高利で運用するつもりであった。中心的預金に支払われる利子と、納税者がその資産を再投資した時の利子との利幅は、銀行に正の所得を流入させることを示す。納税者は、これら将来所得流入の現在価値を無形資産として請求し、その結果、償却控除が要求された⁷²⁾。内国歳入庁長官は、中心的預金無形資産は銀行の暖簾の一部と考えられるべきで、そのため控除は認められないとする論理から、控除を認めなかった。納税者は、租税裁判所に税金の差額の再決定を要請した。6日間の審理の後、租税裁判所は納税者に対して判決を下し、中心的預金無形資産の現在価値を計算するのに用いられる方法を、インカム法から、キャピタル法という市場代替ソースに修正した後、控除を認めた。歳入庁長官は期限までに上訴した⁷³⁾。

Colorado Bankshares は、租税裁判所に、中心的預金無形資産が暖簾から分離し区別され、かつ暖簾から独立した確定できる価値と有限の耐用年数があったという実質的証拠を用いて示し、租税裁判所もそれを認定した⁷⁴⁾。納税者側の用意した、被買収銀行の資産を特定化し、それら資産の期待寿命と公正市場価額を確

68) *Ibid.*

69) Colorado National Bankshares, Inc. v. Commissioner, 984 F.2d 383 (1993).

70) Beil, Gregory M., *op.cit.*, p.754.

71) *Ibid.*, p.755.

72) Colorado National Bankshares, Inc. v. Commissioner, 984 F.2d 383, at 384 (1993).

定した公認会計士の報告書を、租税裁判所は明らかに信頼した⁷⁵⁾。定義によれば、暖簾の寿命は不明確なものであり、暖簾は残余方法を用いて評価される。それとは対照的に、被買収銀行の預金口座は、特定化することができ、合理的正確さをもって見積もられる有限の寿命を持ち、また公正かつ正確な限りにおいて直接評価される。更に、原告の預金口座は自己再生するものではなかった。従って、預金口座は、暖簾から分離して別個の価値を持つ資産であった⁷⁶⁾。

裁判所は、Citizens & Southern事件で果たされたような並はずれた証拠は必要ではないと決定したため、無形資産を償却することについて大幅な容認 (greater allowance) をしようとする道はまた以前のように広がった⁷⁷⁾。

(3) 定期購読契約／顧客リスト／任意契約に関する裁判例

(a) Golden State Towel & Linen Service v. United States事件 [1967]⁷⁸⁾

合衆国請求裁判所は、Golden State Towel & Linen Service v. United States事件では、一団資産規定 (mass asset rule) を適用している⁷⁹⁾。Beil⁸⁰⁾によれ

73) *Id.* at 385. インカム・アプローチの基盤となっている理論は、所有権から得られる経済的利益 (economic benefits) の現在価値を測定することに基づいている。企業の場合、所有権からの経済的利益は、将来利益の形になる。企業に適用されるとき、インカム・アプローチは、企業の収益獲得能力 (the income-producing capability) の推定 (a projection) により開始する。企業価値は、資産全部の相当の収益を稼得する能力に依存しているという仮定にインカム・アプローチは基づいている。(Smith, Gordon V.=Russell L.Parr, *Valuation of Intellectual Property and Intangible Assets*, Third Edition, John Wiley & Sons, Inc., (2000), pp.60-68.); 無形資産の評価方法は、コスト・アプローチ、インカム・アプローチ、マーケット・アプローチの3つに大別される。コスト・アプローチは対象資産の持つ将来の用益力 (the future service capability) と同じ用益力を得るのに必要な金額を定量化することにより、資産の所有権からの将来利益を測定しようとするものである。(Ibid., pp.197-198.) 取替原価や、再調達原価と同じ原理である。再調達される資産の価格は、市場が正常に機能している限りは、公正市場価額になる。主に固定資産に用いられる。マーケット・アプローチは、市場で行われている取引の判断を総合して、将来利益の現在価値を評価するものである。この方法には2つの要件がある。活発な公開市場があることと、比較可能資産の交換が行われていること。不動産などに用いられる。(Ibid., p.170.)

74) Colorado National Bankshares, Inc. v. Commissioner, 984 F.2d 343, at 385 (1993).

75) *Id.*

76) Beil, Gregory M., *op.cit.*, p.754.; Colorado National Bankshares, Inc. v. Commissioner, 60 T.C.M.(CCH)771, at 789 (1990).

77) Hainmond, Catherine L., *op.cit.*, pp.924-925.

78) Golden State Towel & Linen Service v. United States, 373 F.2d 938 (1967).

ば、一団資産主義 (mass asset doctrine) について、司法上の適用と表示が本件によって最もよく現れていると評されている。

原告のリネン製品供給会社が競合会社を買収することによって得られた眞顧客である顧客が、原告との取引を停止した場合に、原告のリネン製品供給会社は、損失を控除することはできなかった⁸¹⁾。裁判所は、「全体は所定の時期その変動部分の合計に等しいが、それぞれの個別部分は全体から独立した別個の資本存続を享受していない。理由は、その消滅が影響しているが、継続している全体の存在を中断していないし、破壊していないからである⁸²⁾」と理由づけた⁸³⁾。この抽象的な理由付けをわかりやすく説明しよう。一団資産規定とは「一定の種類の無形資産は、適当にグループ化され、単一の実態として考えられる」というものである。たとえ、その資産の個別要素が、時が経って消滅したり、尽きたりしてもそれらは新しい構成要素と取り替えられ、それによってただ最小限度の変動が起きるだけで、その変動は全体の価値では測定不能な価値でしかない⁸⁴⁾。

本件のような法的擬制 (legal fiction) が、顧客に関わる無形資産の原価を償却する妨げとなってきたのは事実である⁸⁵⁾。裁判所は、1973年以前、数多くの事件で、取得した顧客に関わる無形資産について償却控除を否認するために、この一団資産規定を適用してきたのだった⁸⁶⁾。

(b) Houston Chronicle Publishing Co. v. United States 事件 [1973] ⁸⁷⁾

新聞社の買収事件である Houston Chronicle Publishing Co. v. United States 事件で、第5巡回区控訴裁判所は、一団資産規定から逸脱して、無形資産の償却の

79) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.919.

80) Beil, Gregory M., *op.cit.*, p.748.

81) Golden State Towel & Linen Service v. United States, 373 F.2d 938, at 938 (1967).

82) *Id.* at 944.

83) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.919. ; Bail, Gregory M., *op.cit.*, p.749.

84) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.919.

85) *Ibid.*

86) Beil, Gregory M., *op.cit.*, p.748. その例として、Credit Bureau of Erie, Inc. v. Commissioner 事件 (Credit Bureau of Erie, Inc. v. Commissioner, 54 T.C. 726 (1970).) と Winn-Dixie Montgomery, Inc. v. United States 事件 (Winn-Dixie Montgomery, Inc. v. United States, 444 F.2d 677 (5th Cir.1971).) が挙げられるが、拙稿 (博士論文)p.38-39を参照されたい。

87) Houston Chronicle Publishing Co. v. United States, 481 F.2d 1240 (5th Cir.1973).

取り扱いについて重大な変化を記した⁸⁸⁾。伝統的な考え方の下では、一団資産規定は、法律問題として、そのようなりストの償却にとって妨げになってきた。しかしながら、それにも関わらず、単に購読リストがなぜか暖簾に関連していると理由だけでは、無形資産は自動的に非償却資産にはならないと裁判所は判決した⁸⁹⁾。更に、裁判所は、本件の購読リストのような無形資産は、納税者が次の2つのテストを証明することによって、挙証責任 (burden) を果たす (meet) ならば、償却してもよいと判決を下した。その資産に「(1)暖簾から分離され区別されて確定できる価値 (a ascertainable value separate and distinct from goodwill) があることと、(2)合理的正確さをもって確定されうる存続期間 (the duration of which can be ascertained with reasonable accuracy) である、有限の耐用年数 (a limited useful life) があること⁹⁰⁾。」本件は、この2つのテストについて、初めてはっきりと言及したのだった⁹¹⁾。更に、第5巡回区控訴裁判所は、いくつかの無形資産は、法律問題としては、控除できないと理由づけた。例えば、財務省規則 § 1.167(a)-3は、特に暖簾の償却を禁止している⁹²⁾。しかし、納税者が事実調査に基づくその『二重の (挙証) 責任 (dual burden)』を果たす (meet) ならば、何事もその購読リストを償却することの妨げになったりはしない⁹³⁾』としている。その結果、Houston Chronicle事件で、控訴裁判所は、有限の存続期間と、別個に確定できる資産価値 (separately ascertainable value) を持つため、廃業する競争相手から購入した新聞の購読リストの償却を認めた⁹⁴⁾。本質的に、Houston Chronicle判決は、周知のように、伝統的に当然とされてきた一団資産規定を却下することになった。この判決以来、一団資産規定は、顧客に関わる無形資産に関係する事件ではほとんど重要ではなくなった。そのかわり、裁判所はその資産

88) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.919.

89) Houston Chronicle Publishing Co. v. United States, 481 F.2d 1240, at 1249 (5th Cir.1973).

90) *Id.* at 1251. ; Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.920.

91) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.921.

92) Houston Chronicle Publishing Co. v. United States, 481 F.2d 1240, at 1247 (5th Cir.1973).

93) *Id.* at 1244. ; Hammond, Catherine L., *op.cit.*, pp.920-921.

94) Rose, Michael D.=John C.Chommie, *Federal Income Taxation*, Third Edition, West Publishing Co., (1988), p.161.

に有限の耐用年数があるのかどうか、暖簾から分離した価値があるのかどうかという事実問題に焦点を当ててきた⁹⁵⁾。Houston Chronicle判決も、「合理的正確さ」のある立証を受け入れたことが重要である⁹⁶⁾。

Revenue Ruling 74-456⁹⁷⁾で、内国歳入庁は、一般的に事業の顧客構成(customer structure)を表している顧客リストや同様な無形資産は暖簾の特性があり、従って償却できないとしてきた。Revenue Rulingにも、稀なケースで、或る無形資産が暖簾の特性を持たなかったならば、つまり評価ができて、有限の期間中事業で納税者に使用の用に供されたならば、償却控除がとられるだろうとある⁹⁸⁾。このように、納税者が2つのテストを立証できる能力があるにもかかわらず、内国歳入庁は、暖簾に関連した買入無形資産について、償却不能とする事実上当然とされた規定が残されている⁹⁹⁾。

Houston Chronicle事件は、無形資産償却に対する姿勢を変えさせたのは注目に値するが、それは完全に道筋を明らかにしたわけではない。Houston Chronicle事件とは対照的に、機能し続ける継続企業(going-concern)の一部分として購入した顧客リストの場合、依然暖簾からはっきりと分離できるものとみなされなかったのであった。しかし後になって、裁判所は、顧客に関わる無形資産が償却され得るその前に、納税者が耐えなければならない立証責任(the burden of proof)という敷居(threshold)を徐々に減らしていった¹⁰⁰⁾。

(c) General Television, Inc. v. United States事件 [1979]¹⁰¹⁾

買入定期購読リスト(acquired subscription lists)に関する適切な税務上の取り扱いについて、裁判所の判決も著しく矛盾していた。例えば、General Television, Inc. v. United States事件では、買収事件で買い入れたその資産が、

95) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.921.

96) Houston Chronicle Publishing Co. v. United States, 481 F.2d 1240, at 1253-54 (5th Cir.1973). ; Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.921.

97) Revenue Ruling 74-456, 1974-2 C.B.65.

98) *Id.* at 66.

99) Beil, Gregory M., *op.cit.*, p.751.

100) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, pp.922-923.

101) General Television, Inc. v. United States, 449 F.Supp. 609 (D.Minn.1978), 598 F.2d 1148 (1979).

およそ7,000件分の、任意期限の加入者契約 (terminable-at-will subscriber contracts) であったことから、その加入者契約を納税者は暖簾から離して割り当て、減耗性無形資産として償却を求めた¹⁰²⁾。裁判所は、加入者契約を定期購読契約 (subscription) もしくは顧客リスト (customer lists) としてみなして、その任意契約の買入が実際には「引き続き顧客に愛顧を受ける見込み…〔償却不能な〕暖簾の本質…を含む顧客構成」の買入だったという理由で、償却控除を認めなかった¹⁰³⁾。

「任意期限の加入者契約」について、Alsop 地方裁判官は、「加入者契約を表すもの全てが引き続き顧客に愛顧を受ける見込みである。それは、暖簾の本質であるため、加入者契約の価値は暖簾に割り当てられなければならない¹⁰⁴⁾。」と判決している。また、Alsop 裁判官の意見では、耐用年数について過剰なほどはつきりと説明されている。「無形資産の耐用年数が、特許や著作権の場合のように、明確な期間にはつきりと限定される場合、たとえ、実際は (for some purpose) 無形資産が暖簾の要素であろうとも、問題なく償却はできる¹⁰⁵⁾。」

控訴審の第8巡回区控訴裁判所も、第一審の地方裁判所判決を追認した。

地方裁判所判決を下した Alsop 裁判官の意見は、非常に興味深いものである。ここでも、残余方式による暖簾の算定が用いられている。また一団資産規定という用語は流石に用いなかったが、暖簾は、「必ずしも減少するわけではない自己再生する資産」という表現で一団資産規定の特性を用いた。更に一步進んで、たとえ暖簾の特性を持つ無形資産であっても、耐用年数が確定できるものであれば、問題なく償却可能であると、本件では断定している。

(d) Newark Morning Ledger Co. v. United States 事件 [1993]¹⁰⁶⁾

1993年の Newark Morning Ledger 判決により、アメリカ合衆国最高裁は形勢を変えることとなった。最高裁判決は、連邦議会で § 197 制定の契機となった。この新聞社の合併事件で、「支払済購読者」というリストについて、審理された

102) General Television, Inc. v. United States, 449 F.Supp. 609, at 610 (D.Minn.1978).

103) *Id.* at 612.; Beil, Gregory M., *op.cit.*, p.755.

104) General Television, Inc. v. United States, 449 F.Supp. 609, at 613 (D.Minn.1978).

105) *Id.* at 611.

106) Newark Morning Ledger Co. v. United States, 507 U.S. 546 (1993).

が、第一審は納税者側有利¹⁰⁷⁾、第二審は行政側有利¹⁰⁸⁾、第三審では5対4で納税者側有利に結審した¹⁰⁹⁾。そこでは、Houston Chronicle判決のテストに類似した3つに分かれたテストに応じなければならないと言及された。(1)資産に確定できる価値がある。(2)有限の耐用年数がある。(3)その資産は自己再生できない。これらを立証したため、この購読者リストという無形資産が暖簾に関連していないと結論づけられたのである¹¹⁰⁾。Souter裁判官の反対意見にあるように、本件判決で、長年法廷が拠り所としてきた財務省規則 § 1.167(a)-3の解釈を放棄することに繋がったため、連邦議会が立法について審議される必要があった¹¹¹⁾。

最高裁判所は、無形資産が償却できる場合を決める輝線であるリトマス試験のようなものを確立しなかった。その代わりに、最高裁判所は、事実と状況への接近に基づいた基準を採用したが、それは基本的に先般の法律下で存在していたものと同じ基準である。従って、Newark Morning Ledger事件の最高裁判所判決は、この領域の不確実性と混乱を少しも解決することにはならなかったとDouglassは述べているが¹¹²⁾、同様にAndrewsも、本件判決は、確実性や予測可能性を与えないと結論づけている¹¹³⁾。

幸運にも、一団資産規定に対するいかなる議論も、§ 197の採用で争訟性を失うことになったので、そのような混乱が具体化する機会はなかった。§ 197は、買収時の購入価格はどのように償却されるべきかといったような、さらなる議論に拍車をかけることになったが、納税者達を救済する恩恵 (benefits) と償却問題を訴訟に持ち込むための費用は、生じてきたいかなる新たな議論にもまざっている¹¹⁴⁾。

107) Newark Morning Ledger Co. v. United States, 734 F.Supp. 176, at 181 (1991).

108) Hammomd, Catherine L., *op.cit.*, p.928.

Newark Morning Ledger Co. v. United States, 945 F.2d 555, at 567-568 (1991).

109) Newark Morning Ledger Co. v. United States, 113 S.Ct. 1670, at 1671 (1993).

110) Newark Morning Ledger Co. v. United States, 113 S.Ct. 1670, at 1680-81 (1993).

111) *Id.*; Hammomd, Catherine L., *op.cit.*, p.931.

112) Douglass, Michael J., *op.cit.*, p.724.

113) Andrews, Arthur W., "Amortization of the Costs of Obtaining Additional Bar Admissions under Section 197". 37 Ariz.L.Rev. 501 (Summer, 1995), p.514.

114) Hammomd, Catherine L., *op.cit.*, p.941.

3 § 197 制定

1) § 197 制定までの連邦議会

無形資産償却に関する訴訟数が増えていることに対応して、連邦議会は、この問題に関して内国歳入法典を明確化することになった1990年代前半に、法律制定について数多くの法案を提出した¹¹⁵⁾。しかしながら、これらの法案のどれも制定されなかった。それに代わり、新たな下院法案¹¹⁶⁾が、1993年包括予算調整法で議会によって採用され、内国歳入法典 § 197として公布された。この立法¹¹⁷⁾は、1993年8月2日の制定日となったが¹¹⁸⁾、一般的には、1993年8月10日後に取得される財産に対して適用する。但し、納税者は1991年7月25日後に購入した資産にはどれも § 197の適用を選択することができた¹¹⁹⁾。

2) § 197の対象となる無形資産と対象外の無形資産

§ 197は、ほとんど全ての無形資産について、15年間の定額法による償却を認めている。事業に関連して、あるいは個別取引で (in a separate transaction) で取得された § 197無形資産にこの規定は適用されるが、自己創設の無形資産には適用されない。§ 197の定義にある無形資産とは、暖簾、継続企業価値、労働力、情報に基づく資産、ノウハウ、顧客に関わる無形資産、供給者に関わる無形資産、その他同様な資産、政府認可及び政府許可 (government licenses and permits)、非競争契約、フランチャイズ、商標及び商号である¹²⁰⁾。

しかし、一定のその他無形資産が、事業買収の一部として取得され、個別取引で取得されたにもかかわらず、§ 197の定義から除かれた。それぞれの資産に応じて、償却不可であると定められたり、あるいは15年よりも少ない償却期間を持っていると定められたりするため、除かれたものである。この除外された資産には、地上権 (interest in land)、特定のコンピュータ・ソフトウェア、経済的

115) *Ibid.*, p.932. ; H.R.1456, 102nd Cong., 1st Sess. (1991). ; H.R.563, 102nd Cong., 1st Sess. (1991). 詳細は拙稿 (博士論文) p.51を参照されたい。

116) H.R.3035, 102nd Cong., 1st Sess (1991).

117) OBRA '93, Pub.L.No.103-66, § 1326(g)(1), 107 Stat.270,540 (1993).

118) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.933.

119) OBRA '93, Pub.L.No.103-66, § 1326(g)(2)(A), 107 Stat.270,540 (1993).

120) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, pp.933-934.

利害関係 (financial interests)、有形資産のリース、債務 (indebtedness)、プロスポーツ・フランチャイズ、特定の取引コスト (transaction costs)、住宅モーゲージ供給権 (mortgage servicing rights) がある。その他の資産でも、§ 197 の資産定義から除外されるけれど、事業買収とは別の取引で取得した場合に限り、除外されないものがある。この除外資産には、特定の映像権 (interests in film)、サウンド・レコーディングや書籍があり、契約・特許・著作権の下で有形資産を受け取る権利、15年間よりも少ない一定の存続期間を持つ政府契約下での権利等がある¹²¹⁾。

3) 既存事件の解決

§ 197の基となる立法の経緯は、内国歳入庁に、§ 197の原則を考慮しつつ既存事件を解決する道を教示している¹²²⁾。1994年2月9日に、内国歳入庁は、無形資産に関してその多くが期待される解決イニシアティブ (its much-anticipated settlement initiative) を発動した。一般に、その解決イニシアティブは、納税者が買収毎に取得価額の15%の調整か、もしくは50%の原価回収調整のうち多額の方により償却された無形資産の取得価額を調整することに同意するならば、内国歳入庁が既存の無形資産の問題 (即ち1994年4月1日現在係争中の問題) を解決するために提示することを定めている。内国歳入庁は、1994年4月1日にその解決提案をし始めた。納税者達が提案を受け入れ、その取得価額を減らす計算を示すまでには、90日間はあるとされた¹²³⁾。

4 分析

1) 一団資産規定の変わりつつある役割

Houston Chronicle事件の第5巡回区控訴裁判所判決以来、一団資産規定の役割が変わりつつあることに対して租税法学者の間で議論が進展していった¹²⁴⁾。

一団資産規定の支持者である Calvin Johnson¹²⁵⁾ は、絶えず水の補充されている

121) *Ibid.*

122) Douglass, Michael J., *op.cit.*, pp.750-751.

123) *Ibid.*, p.751.

124) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.934.

水漏れバケツのようなものと類推して、顧客に関わる無形資産を説明する。水は絶えずバケツの外に滴り落ちるけれど、新たな水が絶えず同レベルまで戻そうとする。それと同様に、Johnsonの意見では、顧客である購読者のレベルやその他の顧客に関わる無形資産のレベルも、絶えず新しい資産を補充することで維持されているので、減耗性はなく、償却されないことになる。Johnson¹²⁵⁾は、無形資産の償却が認められる制度の下では、企業買収を通じて顧客に関わる無形資産を取得する納税者らは、内国歳入庁を依然として歳入不足の状態にするような不当な税負担軽減利益 (an undeserved tax benefit) を享受することだろうと述べる。

他方で、Stephan C. Gerardのような一団資産規定反対者が、水漏れバケツの類推はまずい構想であると論じている。第一に、旧来からの顧客の喪失率は、新規顧客獲得率に関連しない¹²⁷⁾。第二に、Gerardは、一団資産規定が適用されたならば、納税者らは新規顧客を勧誘する原価を必要経費とするか、あるいは新規顧客の寿命にわたりその原価を償却するか、そのどちらも認められないだろうと主張する¹²⁸⁾。

一団資産規定に反対する者達も、その規定の適用についてはLedger事件判決に異議を唱える傾向にある。Ledger事件の最高裁判所は、一団資産規定は顧客に関わる無形資産に適用しないと判決を下した¹²⁹⁾が、その一団資産規定も集約的労働力には適用可能であると理解している¹³⁰⁾。しかし、一団資産規定は、集約的

125) Johnson, Calvin H., "Newark Morning Ledger: Intangibles Are Not Amortizable", 57 Tax Notes 691, p.692 (1992). ; Johnson, Calvin H., "The Mass Asset Rule Reflects Income and Amortization Does Not", 56 Tax Notes 629, p.631 (1992).

126) Johnson, Calvin H., "Texas Law Professor Believes IRS Can Settle Intangible Cases", 94 Tax Notes Today 23-105, at 23-110 (1994).

127) Gerard, Stephen C., "Mass Asset Rule=Mass Confusion", 57 Tax Notes 805, pp.806-807 (1992). 新規顧客が旧来からの顧客に取って代わることを、「自己再生 ("self-regeneration") と名付ける」が、その自己再生の基本前提を受け入れようと、論理上「暖簾」に支払われた価格が当然償却されるべきではないということにはならないと、Gerardは述べている。

128) Gerard, Stephen C., "The Continuing Controversy Over Morning Ledger and the Mass Asset Rule", 93 Tax Notes Today 4-65, at 4-67 (1993).

129) Newark Morning Ledger Co. v. United States, 113 S.Ct.1670, at 1681 (1993).

130) *Id.* at 1677 (citing Ithaca Industries, Inc. v. Commissioner, 97 T.C.253 (1991), *aff'd*, 17 F.3d 684 (4th Cir.1994).

労働力を含むいかなる無形資産にも適用すべきではないと思われる。その理由は、上記判決の趣旨からは、一労働力は買収日に合理的正確さをもって確定できる存続期間である有限の耐用年数をそれぞれ持っている従業員の一定の組になると考えられるからである。一団資産規定の問題を解消して、§ 197が制定されなかったとしたら、Ledger事件判決の判決理由(Ledger opinion)は、その一団資産規定の適用に関して解決の難しい混乱と問題を残したままであったらう¹³¹⁾。

2) § 197制定に際してLedger事件最高裁判決の持つ意味

§ 197について、唯一最も議論される領域は、§ 197無形資産の全てが、15年という唯一の償却期間で償却されるという要件だったであろう。この規定は、15年より短い経済的寿命を持つ無形資産(例えば非競合契約)をたくさん所有する納税者にとっては有害であるけれど、15年以上の経済的寿命を持つ無形資産(とりわけ、以前は償却できなかった実質的金額のある暖簾)をたくさん所有する納税者にとっては、明らかに有益である¹³²⁾。

法の明確化にも関わらず、3つのテストがLedger事件で無形資産に適用されたため、判決は未解決のたくさんの問題を残して、内国歳入庁と納税者間の議論は続いていた。事実に基づいた方法では、小規模営利事業の買収者は大いに不利である。小規模営利事業の買収者は、立証という重要な務めに応じるのに必要な高額費用のかかる専門家を雇うことはできないからである。つまり、実質的な財源を持つ納税者達だけが、償却という税負担軽減利益を得ることのできる立場にある。事実に基づいた方法はまた、大規模な買収を促してきた。通常そのような買収にある暖簾の実質的金額を償却することから得られる税負担軽減利益は、ほとんど常時、専門家や訴訟に費やされる金額を正当化するからである¹³³⁾。

Hammondは、§ 197下では、どの資産が償却されてよいのかという議論は、もはやあり得ないと言う。償却を条件とされるものと除外されるものについて、法定上明確化されたリストがあるためである。§ 197無形資産全部が15年間にわたって償却されるため、無形資産の耐用年数に対する議論もない¹³⁴⁾。しかし今ま

131) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.936.

132) Douglass, Michael J., *op.cit.*, p.752.

133) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.937.

で見てきたように、§ 197制定までには、納税者は相当の時間と費用をかけて訴訟を争ってきた。

3) 納税者への§ 197の有利・不利と影響

3つのテストを満たしたならば、償却されてもよいと、最高裁はLedger事件で説明したけれど、立証の務めは、そのような資産がほとんどその務めを果たすことのないほど重責である。そのため、暖簾及び暖簾に関連する無形資産は、いくつもの例外はあっても、今では法定上の15年で自動的に償却できるから、多くの納税者は§ 197下でかなりの有利さを享受している¹³⁵⁾。

その上、市場で事業を買収したり売却したりしている納税者にとって、§ 197が内国歳入法典に加えられるのは歓迎の意味を持つ。金額的に大きい暖簾を持つ事業は、無形資産の償却ができるため、濃縮された(enriched)税引後利益に至るであろう。この現象は、とりわけ大規模事業に関して、たぶん買収が盛んになるだろう。例えば、Philip Morris社は、130億ドルでKraft社を買収した。購入価格の90%が暖簾に割り当てられた。同様にWarner社はTime社に140億ドルを支払ったが、その内80%が暖簾に割り当てられた¹³⁶⁾。これらの買収は、§ 197の採用前に起きたけれど、この租税法の規定は、暖簾に数百万ものドルを割り当てると共に、同様な買収を奨励するだろう¹³⁷⁾。

Johnsonは、無形資産について統一的な14年という償却期間を認めるのは、本当は一般的な34%の法人税率を下げることになることを説明する¹³⁸⁾。Johnsonによれば、償却は企業買収にとって、幾分劇的な補助金に等しく、1986年から1991年にかけて、一兆ドルがアメリカ合衆国で企業買収に費やされたとある¹³⁹⁾。会計検査院

134) *Ibid.*, p.938.

135) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, pp.938-939.

136) Johnson, Calvin H., "Effective Tax Rates on High-Goodwill Takeovers Under House and Senate Bills", 60 Tax Notes 531, p.531(1993).

137) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.939.

138) Johnson, Calvin H., "Effective Tax Rates on High-Goodwill Takeovers Under House and Senate Bills", 60 Tax Notes 531, p.531 (1993). 当初法案では、償却期間は15年ではなく14年であった。

139) Johnson, Calvin H., "The Mass Asset Rule Reflects Income and Amortization Does Not", 56 Tax Notes 629, pp.629-630 (1992).

(General Accounting Office) による調査では、平均して、買収時の購入価額の内少なくとも10%は、顧客に関連する無形資産か、供給先に関連する無形資産に割り当てられていると示唆している。これは年当たり、およそ78億ドルにのぼっている。78億ドル価値のある資産の償却を認めるのは、年当たり歳入で何百万ドルもの損失を内国歳入庁に引き起こすことになるだろう¹⁴⁰。

4) 税務戦略としての購入価格の配分問題

§ 197の採用後、15年で償却しなければならない無形資産に対して、その購入価値を変更しようとする誘因 (incentive) を買い手側はもはや抱くことはないだろう。その代わりに、むしろ買い手は、ほぼ7年の耐用年数の傾向があつて、迅速に償却できる機械や設備のような有形資産の方に事業の購入価格を割り当てることだろう。機械や設備に対して割り当てができないならば、買い手側は、31年半の減価償却期間を持つ土地に対してでなくて、むしろ § 197無形資産に対して、購入価値を変更するよう促されるだろう。売り手側も買い手側も、同様な方法で購入価格を割り当てる誘因を持たない。その資産の税引き後の価値が上昇するならば、買い手はその資産に対して快くもっと支払うことだろうと思われるからである¹⁴¹。

一定範囲で、内国歳入庁と納税者の役割が入れ替わってきた。§ 197制定前、納税者は、より短い回収期間の償却可能無形資産に対して割り当てることを好んだけれど、内国歳入庁は、償却過程の分かる有形資産に割り当てることを好んだ。今ではそれが、有形資産に割り当てるのを好む納税者と、無形資産に割り当てるのを好む内国歳入庁になっている。納税者達が事業購入価格を割り当てる方法は、公正市場価額に従い、内国歳入庁に監視されているだろうから、納税者達は、奇妙な割り当てをして、その税制上の有利さを最大化しようとする自由はないだろう。このため、納税者達は、その割り当てと矛盾しない公正市場価額の評

140) Johnson, Calvin H., "The Mass Asset Rule Reflects Income and Amortization Does Not", 56 Tax Notes 629, p.630 (1992). 78億ドルの投資を8.8年で償却するのを認めると、年当たり16億6,000万ドルの政府歳入の損害になる。

141) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.940.

142) *Ibid.*, pp.940-941.

143) Douglass, Michael J., *op.cit.*, p.754.

価を得ようと確信するはずである¹⁴²⁾。

5) 広告宣伝費の現年控除の問題

広告宣伝費の現年控除できる点に § 197 が影響を及ぼさないように連邦議会が意図していたのは、立法の経緯から見ても明らかである。こうして、広告宣伝費が現年控除できる点は、§ 197 制定後も変わらなかった¹⁴³⁾。

毎年、会社は広告宣伝費に莫大な額を払うのを増やしてきた。実際、広告代理店は、1987年に約168億ドルの総収入高を報告していて、それらは1990年には約199億ドルの総収入を受け取ったと予想される¹⁴⁴⁾。

広告宣伝費のまさにその性質により、その費用は新規顧客を惹き付けるために、また事業を継続させようと既存顧客を説得することを目指している。従って、広告宣伝費は、暖簾のその本質そのもの（即ち、継続して顧客に愛顧を受ける見込み）を表している。それなのに、どうして連邦議会は、§ 197 制定との関連で、広告宣伝費の現年控除に焦点を合わせないようにしたのだろうか¹⁴⁵⁾。広告宣伝費が現年控除できると認めている歴史上正当な証拠は、おそらく、少なくとも2つの要因に断定されるだろう。(1)暖簾への宣伝広告費の効果を明らかにするのは、行政上困難である。(2)広告宣伝費について現年控除を否認するのは、政策上難しい¹⁴⁶⁾。あらゆる広告宣伝費を一括して現年控除する取り扱いは、不自然であり、課税所得に歪みを生じさせる危険もある。研究開発費の長期的な効果に比べ、広告宣伝費の効果は一般的にそれより短期的な傾向がある。しかし、広告宣伝費が将来利益を産み出さないと主張するのは難しい。

§ 197 制定以来、連邦議会は広告宣伝費の現年控除に関して公聴会を開いてきた。予想したとおり、広告宣伝費の現年控除を否認したり制限したりする規定に対して、その証拠は大いにあった¹⁴⁷⁾。しかしながら、少なくとも注釈者 Polinsky¹⁴⁸⁾は、予見できる将来において、広告費の現年控除を制限する規定が議

144) *Ibid.*

145) *Ibid.*

146) *Ibid.*, p.755.

147) *Ibid.*, p.756.

148) Polinsky, Alexander, "Amortizing Advertising Expenses: Not in the Foreseeable Future", 60 Tax Notes 1663 (Sept. 27, 1993).

会を通過する可能性はほとんどないと信じている。

6) § 197(f)(1)の損失否認規定

§ 197無形資産の公正市場価額が買収後に下落するならば、納税者は、§ 197の15年償却期間で資産原価を回収するよりも、進んで資産を処分するかもしれない。例を挙げると、納税者が事業買収を行い、§ 197無形資産に対して購入価額の内100ドルを割り当て、その無形資産が買収された後1年で1ドルしか価値がなかったとしたら、納税者は進んで1ドルでその資産を売却し、直ちに99ドルの損失を認識しようとするかもしれない。§ 197(f)(1)の損失否認規定は、§ 197無形資産の処分で、納税者が損失控除をするのを防ぐものである¹⁴⁹⁾。

損失否認規定のはっきりとした目的は、その買収後短期で§ 197無形資産を処分しようとする納税者が、当該§ 197無形資産への購入価額割り当てを操作しようとするのを防ぐものである。例えば、納税者が(買収によって多額の調整取得価額を生み出し、処分で更に多額の損失を生み出したりする)処分を意図する§ 197無形資産に、購入価額をより多く割り当てようと試みるかもしれないが、同様に納税者が保有するつもりの§ 197無形資産に購入価額をより僅かしか割り当てないように試みるかもしれない¹⁵⁰⁾。

損失否認規定は、§ 197が改善されることを目指して、まさにその問題を提起したにすぎないと思われる。損失否認規定は、処分が税務上動機づけられるかどうかに関わらず、§ 197無形資産の処分全般で、あらゆる損失に適用するため、その適用に際しては厳格である¹⁵¹⁾。

5 まとめ

判例と立法の経緯を振り返ってみて、無形資産に伝統的に適用されてきた一団資産規定という基準は、1973年のHouston Chronicle事件以後、表面には出てこない。裁判所は、納税者の果たすべき2つのテストを用いるようになる。法律問題としての解決より事実問題としての解決を図るようになった。Ledger事件で

149) Douglass, Michael J., *op.cit.*, p.756.

150) *Ibid.*

151) *Ibid.*, pp.757-758.

も、Houston Chronicle事件に類似した3つのテストを提示している。Houston Chronicle事件の2つのテストに付け加えられたLedger事件の「自己再生しない」という3番目のテストは、実は一団資産規定を意味している。

1980年代は、アメリカ合衆国で敵対的買収の嵐が吹き荒れた時期である。最高裁判所が、Ledger事件で納税者有利に判決していなかったならば、たぶん § 197は制定されなかったようにも思われる。§ 197は内国歳入法典を平易にし、明確化するために必要であったのだから、そう考えれば、Ledger事件は、多少意見の食い違いがあったとしても、妥当な判決が下されたのではないかとHammondは述べている¹⁵²⁾。

最後に会計検査院により調査された事件を例にとると、連邦所得税に関して、償却を暖簾に求めるのは、近年無形資産に関して納税者と内国歳入庁間にあった論争の70%を取り除くことになるという。それでも、§ 197の規定が内国歳入法典に導入されても、解釈の問題は必然的に今後も起きてくると思われる。§ 197下の損失否認規定が、旧法下で数多くの議論の原因であった購入価額配分問題に再導入され、事業資産買収を構成するものについての基準が数多くの論争を生じさせることもあろう。財務省は、これらの領域に的を絞って規制を広める際に、即座に効果的に実施することが望まれる¹⁵³⁾。

V むすびにかえて

無形資産及び知的財産について、アメリカ合衆国の税制を考察し、最も優れている点を挙げるとすると、知的財産創設のために支出される研究開発費等の規定に関して、長期的な視野に立って整備されている点である。アメリカ合衆国は基礎研究に強い国であるとししばしば指摘されるが、基礎研究の果実がなるまでに、最低20年の歳月がかかるとも言われている。

日本の平成18年度税制改正において、研究開発費税制の見直しがなされたが、残念ながら時限立法が多く見られる。日本では法人税による歳入増加目的の

152) Hammond, Catherine L., *op.cit.*, p.941.

153) Douglass, Michael J., *op.cit.*, p.762.

ために、景気対策と絡めて研究開発費税制が検討されるケースが多く、その都度租税特別措置法が設けられる。韓国、台湾、中国やインド等エマージング諸国の急速な経済発展の中で、日本企業の国際競争力を高めていくためには、研究開発費税制は短期的視野ではなく、長期的視野で整備される必要がある。

また、税制に関し、アメリカ合衆国では連邦議会における法案提出が盛んに行われている点で、まず最初に諮問機関等の答申による方向付けがなされる日本とは大きく異なっている。アメリカ合衆国のこのような立法の利点は、時代の要請に迅速に対応できる点ではないかと考えられる。確かに世界に先駆け、アメリカ合衆国は戦略的に現在も知財防衛のための法律の整備を継続している。判例法主義のアメリカ合衆国と制定法主義の日本では自ずと相違はあると思われるが、今後日本で知的財産に関して税制を整備していく上では、「タイムリーに」というキーワードが重視されなければならないだろう。